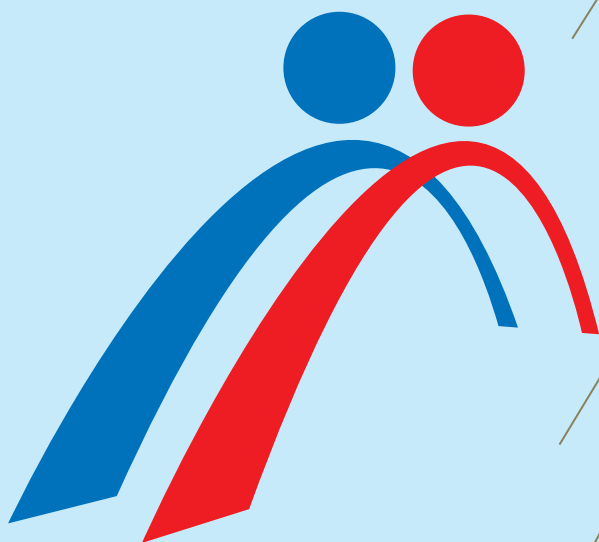


概要版

ささえあって 輝いて あなたもわたしも 未来へ向かって

# 新金沢市男女共同参画推進行動計画

計画期間 平成 25 年度～平成 34 年度



金沢市  
平成25年 4 月

# 新金沢市男女共同参画推進行動計画

## 計画策定の趣旨

金沢市では、平成13年12月に「金沢市男女共同参画推進条例」を制定し、この条例に基づき、平成15年3月に「金沢市男女共同参画推進行動計画」を策定し(平成20年4月改定)、男女共同参画の施策を推進してきました。

男女共同参画社会は、女性も男性もみずからの個性を発揮しながら、生き生きと充実した生活を送ることができる社会であり、本市においても、女性を始めとする多様な人材の活用による社会の活性化と、男性や子どもにとっても暮らしやすいまちづくりを進めることが、喫緊の課題となっています。

そこで、社会情勢の変化やこれまでの取り組みの課題や成果、国・県の動向を勘案し、男女共同参画社会の実現に向けて、今後10年間の目標と施策の方向性を示す、新たな計画を策定しました。

## 計画の理念

男女が自立した人間として社会のあらゆる分野で生き生きと輝くことのできる社会の形成を総合的、計画的に推進します。(金沢市男女共同参画推進条例第3条より)

男女が性別により差別されることがなく、その人権が尊重される社会

男女が固定的な役割を強制されることがなく、多様な生き方を選択できる社会

男女が社会の構成員として、市の政策又は方針の立案及び決定に平等に参加する機会が確保される社会

男女が社会的・文化的な性別(ジェンダー)をこえて、家庭生活及びその他の社会生活において責任を共に担う社会

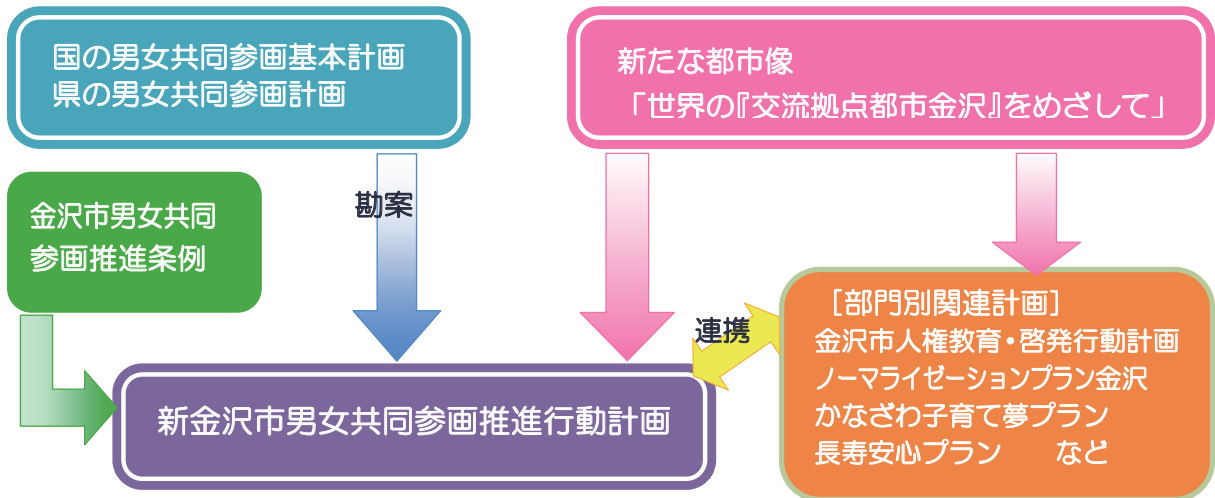
男女が互いの性を尊重し、性と生殖に関する健康と権利を認め合う社会

男女が国際社会における男女共同参画の取り組みと協調し、連携を深め合う社会

## 計画の推進

- ① 市民に対して積極的な情報提供を行い、各種団体等と連携を深め、計画の推進を図ります。
- ② 女性センターを男女共同参画推進の拠点とし、情報・学習機会の提供等を行います。
- ③ 積極的な数値目標を設定し、定期的に点検・評価します。
- ④ 市民からの苦情等の申出を処理するため、苦情処理機関を設置します。

## 計画の位置づけ



## 金沢市がめざす男女共同参画社会

ささえあって 輝いて あなたもわたしも 未来へ向かって

「次代に生きる若者や子どもたちが個性と能力を十分に発揮できる未来にするために、市民一人ひとりが自立した個人として、あらゆる場面で共に協力し責任を担う社会づくりを進める」というメッセージを若者や子どもたちを含めて広く発信し、シンボルマークと合わせて、市民のみなさんへの効果的な広報や啓発を進めてまいります。

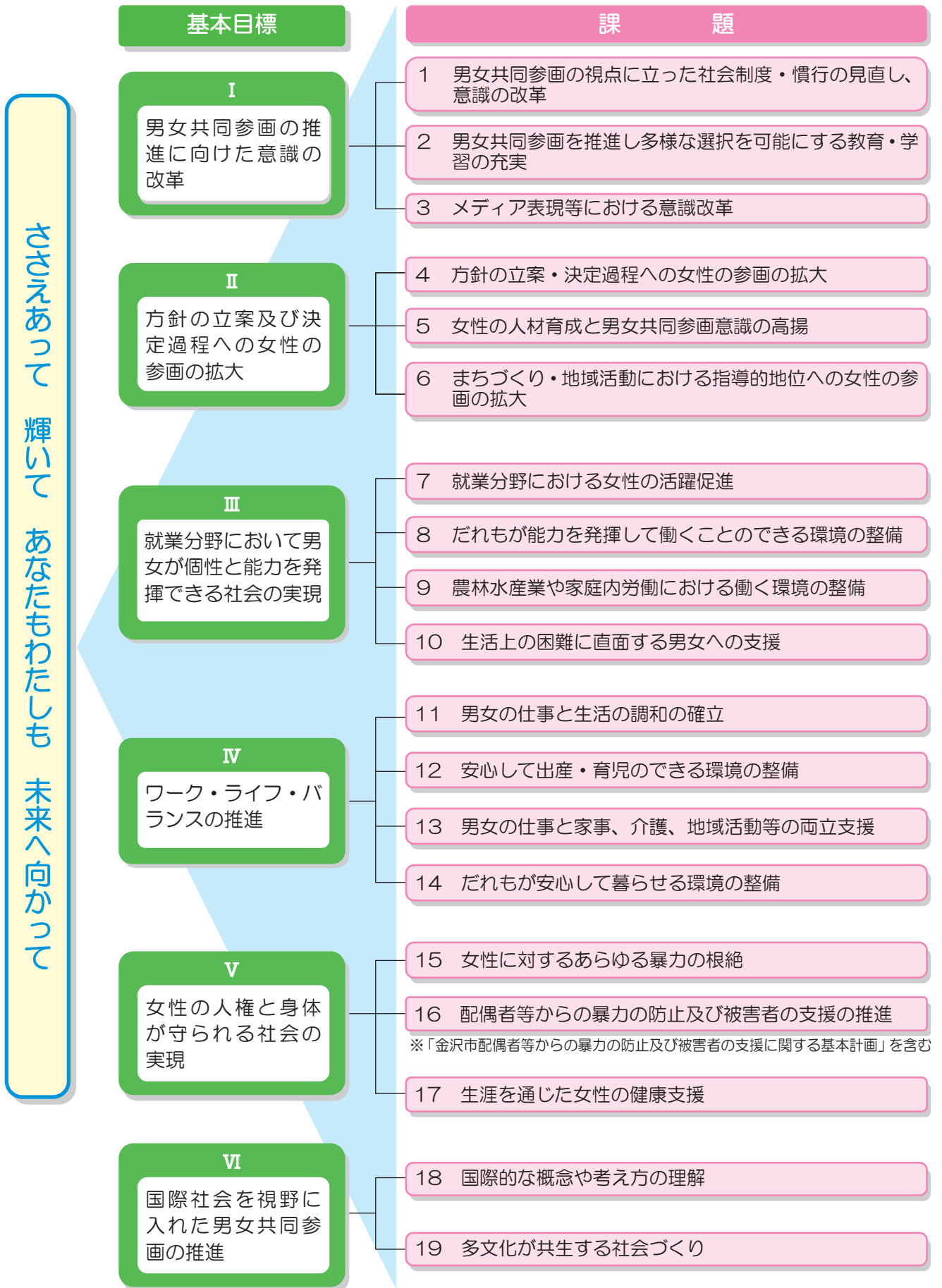
## 重点課題

この計画では、男女共同参画社会の実現に向け、6つの「基本目標」、19項目の「課題」を掲げ、これに基づく施策を総合的に展開します。

特に早急に取り組む必要のある次の5つの課題については、今後5年間（計画前期期間）において、重点的に施策を展開します。

- ① 社会における女性の活躍（ポジティブ・アクション）の促進
- ② 方針の立案及び決定過程への女性の参画の拡大
- ③ ワーク・ライフ・バランスの推進
- ④ 地域コミュニティ活動等における男女共同参画の推進
- ⑤ 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援の充実

# 施策の体系



## 基本目標Ⅰ 男女共同参画の推進に向けた意識の改革

市民一人ひとりの意識の中にある社会的性別（ジェンダー）の存在に気づき意識改革に努め、教育・啓発を通じて「すべての人が性別にかかわらず個人として尊重される」という人権意識の理解と男女平等の意識を高めることが重要です。

### 課題1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

- ◆ 男女共同参画の理解の促進と制度・慣行の見直し
- ◆ 男女共同参画に関する調査・研究の充実

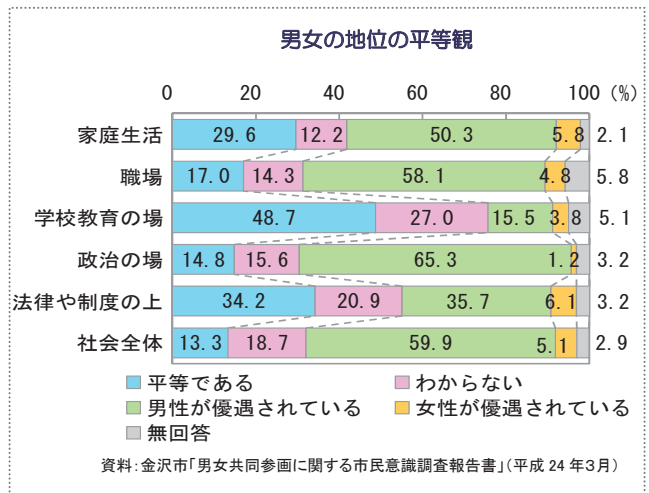
### 課題2 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

- ◆ 学校における男女平等教育の推進
- ◆ 家庭における男女共同参画教育の推進
- ◆ 地域における男女共同参画学習の推進

### 課題3 メディア表現等における意識改革

- ◆ メディア※における人権意識の強化

- ※メディア
- ここでは、テレビ、新聞などのマスメディア、インターネットなどのネットワークメディア、携帯電話などのパーソナルメディア、DVDや電子書籍などのマルチメディア等を含む「コミュニケーションメディア」全般を意味します。



## 基本目標Ⅱ 方針の立案及び決定過程への女性の参画の拡大

社会のあらゆる分野における女性の参画拡大をさらに推進するためには、各分野における具体的な数値目標を設定し、分野ごとの積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を推進することが必要です。

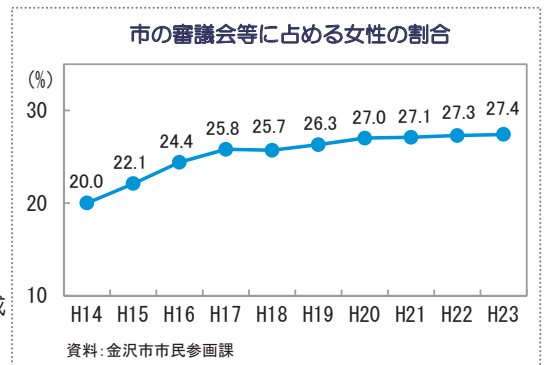
また、女性の様々な意思決定過程への参画拡大に関する市民意識の高揚を図るとともに、指導的地位に就く女性の人材育成強化と、それをまちづくり等で活かすためのネットワークの構築が必要です。

### 課題4 方針の立案・決定過程への女性の参画の拡大

- ◆ 審議会等への女性の参画促進（縦へのチャレンジ）
- ◆ 方針決定及び指導的地位への女性の参画の拡大
- ◆ 政策・方針の立案及び決定過程の透明性の確保

### 課題5 女性の人材育成と男女共同参画意識の高揚

- ◆ 女性の参画意識の高揚
- ◆ 方針の立案及び決定過程に参画できる女性の人材育成
- ◆ 女性グループ等の活動支援及びネットワークづくり



### 課題6 まちづくり・地域活動における指導的地位への女性の参画の拡大

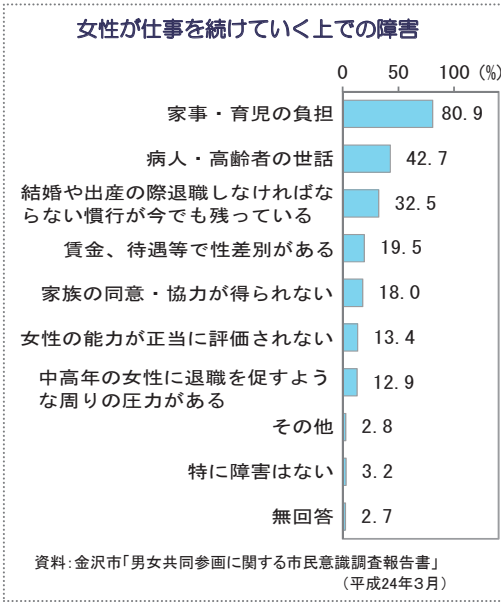
- ◆ 防災・災害復興の分野における女性の参画の拡大
- ◆ 地域における指導的地位への女性の参画の拡大

## 基本目標Ⅲ 就業分野において男女が個性と能力を発揮できる社会の実現

少子高齢社会においては、労働力人口として女性の活躍への期待は大きく、市民が性別にかかわらず、自らの個性や能力を発揮して活躍できる社会づくりが必要となっています。

本市においても、企業等における働く環境の整備に向けた積極的な取り組みを促進するとともに、農林水産業や家庭内で働く女性の処遇改善等の環境整備を推進することが必要です。

- 課題7**    **就業分野における女性の活躍促進**
  - ◆ 雇用の分野における女性の活躍促進
  - ◆ 女性の起業や再就職(再チャレンジ)に向けた支援
- 課題8**    **だれもが能力を発揮して働くことのできる環境の整備**
  - ◆ 男女の雇用機会の均等及び平等な待遇の促進
  - ◆ 新しい就業形態等に係る施策の推進
  - ◆ 男女のそれぞれ少ない分野への参画(横へのチャレンジ)
- 課題9**    **農林水産業や家庭内労働における働く環境の整備**
  - ◆ 家族従業者の就労条件等の整備
  - ◆ 女性の経済的地位の向上
- 課題10**    **生活上の困難に直面する男女への支援**
  - ◆ ひとり親家庭等に対する支援の充実
  - ◆ だれもが経済的に自立し、生活するための支援の充実

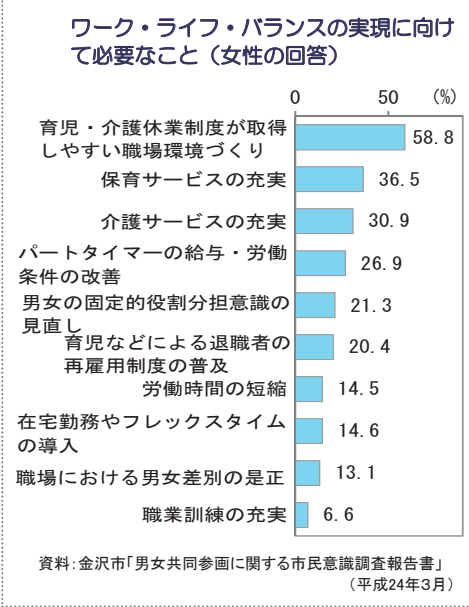


## 基本目標Ⅳ ワーク・ライフ・バランスの推進

男女がそれぞれのライフサイクルに応じ多様なライフスタイルへ転換可能な社会づくりに向け、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた社会的機運の醸成を図ることが必要です。

男性も女性も、働いている人もそうでない人も、仕事、家事、育児・介護、そして地域活動の両立は社会全体の課題と捉え、事業者、市民、行政が連携した取り組みを確実に進めることが重要です。

- 課題11**    **男女の仕事と生活の調和の確立**
  - ◆ 多様な働き方に対応した環境整備
  - ◆ 仕事と仕事以外の生活の充実と調和の推進
- 課題12**    **安心して出産・育児のできる環境の整備**
  - ◆ 働く女性の妊娠・出産に関する制度の充実
  - ◆ 子どもの健やかな成長を守るための支援策の拡充
  - ◆ 男性が出産・育児に関わる制度の利用促進
- 課題13**    **男女の仕事と家事、介護、地域活動等の両立支援**
  - ◆ 家庭生活における男女共同参画の促進
  - ◆ 地域社会における男女共同参画の促進
- 課題14**    **だれもが安心して暮らせる環境の整備**
  - ◆ 高齢者や障害のある人のための介護・福祉サービスの充実
  - ◆ 安心して暮らせるまちづくりと社会参画の推進



## 基本目標Ⅴ 女性の人権と身体が守られる社会の実現

女性に対するあらゆる暴力は、重大な人権侵害であり、多くの人々にかかわる社会的問題であるという認識を広く市民に啓発し、暴力を容認しない社会風土を醸成する取り組みを推進することが重要です。

また、妊娠・出産・更年期など男性と異なる問題に直面する女性の健康について、「性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）」の視点に立ち、生涯を通じた女性の健康づくりを支援するための取り組みを進めていく必要があります。

### 課題 15 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- ◆ 女性に対するあらゆる暴力の予防と根絶のための基盤づくり
- ◆ ハラスメント防止対策等の推進

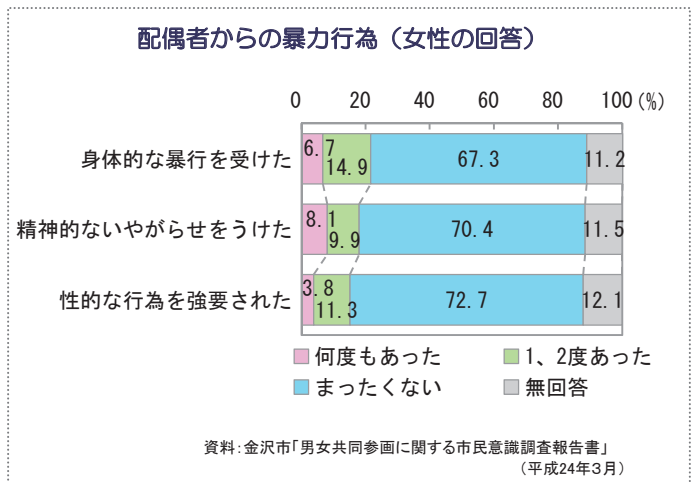
### 課題 16 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援の推進

※「金沢市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する計画」を含む

- ◆ DVの早期発見及び相談支援体制の充実
- ◆ 被害者の安全確保と自立支援の充実
- ◆ DV防止のための啓発活動の充実
- ◆ 関係機関等との連携と協力

### 課題 17 生涯を通じた女性の健康支援

- ◆ 女性の健康づくりの推進
- ◆ 妊娠から出産までの一貫した母子保健サービスの提供
- ◆ 女性の健康をおびやかす問題についての対策の促進
- ◆ 男女がともに女性の健康について学ぶ機会の提供



## 基本目標Ⅵ 国際社会を視野に入れた男女共同参画の推進

国際社会を視野に入れ男女共同参画を推進するためには、女性の地位向上のための国際規範や基準について理解を深め、世界の多様な文化や習慣、女性を取り巻く諸問題に関する国際的な違いについて知り、地域の問題や課題に気づく視点を養うことが重要です。

また、国際的な女性問題等に関する情報提供や国際交流を推進するとともに、男女共同参画の視点に立った国際交流・協力を進める必要があります。

### 課題 18 国際的な概念や考え方の理解

- ◆ 国際的な視野からの啓発・教育と人材の育成
- ◆ 国際社会の情報の収集と活用の促進

### 課題 19 多文化が共生する社会づくり

- ◆ 国際交流の推進
- ◆ 多言語化での情報提供や相談体制の充実



# 数 値 目 標

基本目標	項 目	目標値 (*目標年度)	直近の数値 (2012年度)	所 管 課
基本目標Ⅰ 男女共同参画の推進に向けた意識の改革	「金沢市男女共同参画推進行動計画」の認知度	80%	27.7%	人権女性政策推進課
	「男女共同参画」の認知度	80%	26.4%	人権女性政策推進課
	男女共同参画出前講座の実施回数	30回/年	15回/年	人権女性政策推進課
	(新) 男女共同参画アドバイザー登録者数	100人 (2017)	—	人権女性政策推進課
基本目標Ⅱ 方針の立案及び決定過程への女性の参画の拡大	市審議会等における女性委員の割合	法令・条例 40% それ以外 30%	27.36%	市民協働推進課
	市審議会等において女性不在の審議会数	0	5	市民協働推進課
	公民館長の女性比率	30%	1.6%	生涯学習課
	小中学校PTA会長の女性比率	30%	2.4%	生涯学習課
	農業委員における女性比率	30%	11.5%	農業委員会事務局
	町会長の女性比率	30%	2.4%	市民協働推進課
	コミュニティー防災士における女性比率	30%	10.5%	危機管理課
	家族経営協定の締結数	30協定(2017)	29協定	農業センター
基本目標Ⅲ 就業分野において男女が個性と能力を発揮できる社会の実現	女性活躍促進実践プログラムモデル事業者数	50社	—	人権女性政策推進課
	母子自立支援プログラムの策定件数	50件 (2014)	11件	福祉総務課
基本目標Ⅳ ワーク・ライフ・バランスの推進	ワーク・ライフ・バランスの認知度	50%	19.5%	人権女性政策推進課
	市男性職員の育児休業取得率	5%	62.5%	職員課
	市男性職員の育児休暇取得率	55% (2014)		職員課
	子育て夢ステーションの設置数	160箇所 (2014)	137箇所	こども福祉課
	子育てサロンの設置数	39箇所(2014)	40箇所	こども福祉課
	休日保育実施箇所数	7箇所(2014)	7箇所	こども福祉課
	病児一時保育の箇所数	7箇所(2014)	7箇所	こども福祉課
	ファミリーサポートセンター提供会員数	800人 (2014)	675人	こども福祉課
	はたらく人にやさしい企業表彰数	毎年 5社	5社/年	労働政策課
	放課後児童クラブ数	80箇所(2014)	80箇所	こども福祉課
基本目標Ⅴ 女性の人権と身体が守られる社会の実現	女性相談支援室の認知度	80% (2022)	14.6%	人権女性政策推進課
	(新) デートDV予防啓発出前講座実施数	市内全中学校	—	人権女性政策推進課
	子宮頸がんワクチンの接種率	100%	71.3%	健康総務課

\*目標年度は計画期間の平成 34 (2022) 年度、ただし各関連プランで目標値を定めているものについては ( ) に目標年度を記載

## 新金沢市男女共同参画推進行動計画 概要版

平成 25 (2013) 年 4 月

発行 / 金沢市市民局人権女性政策推進課  
〒920-8577 金沢市広坂 1 丁目 1 番 1 号  
TEL 076-220-2095 FAX 076-220-2030



2015年春・北陸新幹線開業